

(11) 年度別国庫(県費)補助事業一覧表

区分 年度	水道水源開発等施設整備事業			生活基盤施設耐震化等交付金事業			簡易水道施設整備事業				
	箇所	補助対象 事業費	国庫補助金	市町	補助対象 事業費	国庫補助金	箇所			補助対象 事業費	国庫補助金
							本土	離島	計		
元	5	1,149,490	556,968	-	-	-	18	19	37	3,489,461	1,538,397
2	6	724,561	340,665	-	-	-	24	19	43	3,929,541	1,697,615
3	7	1,093,113	499,677	-	-	-	19	18	37	4,847,840	2,114,668
4	8	1,624,468	710,512	-	-	-	28	25	53	5,715,988	2,502,573
5	8	2,393,314	1,141,563	-	-	-	26	20	46	7,252,032	3,093,722
6	11	1,482,760	693,366	-	-	-	25	21	46	6,424,715	2,660,723
7	8	1,190,040	524,536	-	-	-	30	21	51	8,022,505	3,288,328
8	9	1,343,870	597,423	-	-	-	25	21	46	6,358,243	2,653,143
9	11	1,573,943	695,915	-	-	-	24	21	45	7,197,862	3,143,872
10	16	3,288,691	1,434,932	-	-	-	36	25	61	11,241,398	4,800,921
11	13	2,842,909	1,122,767	-	-	-	25	23	48	6,653,107	2,896,989
12	12	912,199	335,471	-	-	-	19	21	40	5,141,099	2,212,723
13	8	1,168,797	386,010	-	-	-	17	22	39	5,687,341	2,416,141
14	11	2,099,779	698,645	-	-	-	16	14	30	3,601,682	1,578,310
15	10	1,433,483	490,554	-	-	-	16	15	31	4,842,390	2,129,261
16	7	1,382,951	471,918	-	-	-	19	20	39	5,086,646	2,249,733
17	7	2,295,085	781,738	-	-	-	15	14	29	3,830,808	1,649,424
18	7	1,152,119	397,422	-	-	-	17	11	28	3,699,853	1,539,374
19	6	727,600	253,927	-	-	-	14	6	20	2,887,730	1,196,905
20	7	1,084,466	396,135	-	-	-	11	7	18	2,660,289	1,081,200
21	6	713,870	280,327	-	-	-	12	9	21	3,355,346	1,216,282
22	7	571,517	176,595	-	-	-	15	13	28	4,525,521	1,714,571
23	3	1,129,505	371,987	-	-	-	11	11	22	3,798,935	1,477,751
24	2	1,877,138	625,712	-	-	-	13	12	25	5,805,803	2,184,486
25	3	1,321,506	437,406	-	-	-	11	9	20	3,294,598	1,220,745
26	5	1,284,416	428,137	-	-	-	16	14	30	3,810,428	1,442,592
27	3	313,584	104,528	1	360,126	120,042	15	7	22	3,490,738	1,380,510
28	3	313,584	104,528	7	2,594,927	971,595	15	7	22	3,490,737	1,380,510

※ 13、14年度は貸付金事業を含む。

(単位：千円)

県費補助金 (増補改良を含む)	水道水源（地下水）開発事業			備 考
	箇所	補助対象 事業費	県費補助金	
—	11	70,744	簡水のみ 25,500	
—	11	65,345	” 24,462	
—	10	63,680	” 22,888	
—	10	86,891	” 24,663	
—	10	87,846	” 25,000	
—	10	103,671	” 25,000	
—	10	127,007	” 25,000	
—	10	101,828	” 25,000	
—	10	101,623	” 25,000	
—	10	95,608	” 24,746	
—	7	56,910	” 17,500	
—	8	76,326	” 20,000	
—	5	46,369	” 11,870	
—	3	23,377	” 6,627	
—	2	23,742	” 5,000	
—	3	28,709	” 7,500	
—	2	29,679	” 5,000	
—	2	12,214	” 4,928	
—			制度廃止	
—				
—				
—				
—				
—				
—				
—				
—				交付金制度創設

## (12) 平成28年度国庫補助事業一覧

本土簡易水道施設整備事業

(単位：人、千円)

市町村名	地区名	補助率	計画 給水人口	工期	年度総事業費	国庫補助 基本額	国庫 補助額	備 考
長崎市	桜谷	4/10	51	H27-30	84,071	79,975	31,990	未普及 飛地区域
佐世保市	筒井大石	4/10	27	H27-28	27,489	20,958	8,383	未普及 区域拡張
佐世保市	平地	4/10	66	H28-28	40,178	27,027	10,810	未普及 飛地区域
佐世保市	小川内	4/10	130	H28-30	271,315	196,002	78,400	未普及 飛地区域
雲仙市	千々石	1/3	4,310	H24-28	181,405	106,353	35,451	簡水再編 統合簡水
大村市	北部大村	1/4	1,112	H25-28	18,712	17,092	4,273	簡水再編 統合簡水
東彼杵町	全城	1/3	6,967	H26-28	307,721	299,506	99,835	簡水再編 統合簡水
長崎市	統 合	1/3	13,946	H20-29	1,264,963	1,264,963	421,654	簡水再編 統合整備
大村市	東部大村	1/4	1,420	H25-28	25,379	23,592	5,898	簡水再編 統合整備
島原市	油堀・長貫	1/3	44,400	H26-28	27,896	15,037	5,012	簡水再編 統合整備
西海市	大崎	1/3	1,229	H26-28	510,199	86,439	28,813	簡水再編 統合整備
東彼杵町	千綿	1/3	2,600	H26-28	25,607	24,393	8,131	生活基盤 基幹改良
東彼杵町	彼杵	1/3	5,000	H26-28	104,403	92,913	30,971	生活基盤 基幹改良
東彼杵町	太ノ浦	4/10	144	H27-28	20,667	19,048	7,619	生活基盤 基幹改良
諫早市	有喜	1/3	2,930	H28-28	33,645	32,700	10,900	生活基盤 増補改良
計	15地区				2,943,650	2,305,998	788,140	

離島簡易水道施設整備事業

(単位：人、千円)

市町村名	地区名	補助率	計画 給水人口	工期	年度総事業費	国庫補助 基本額	国庫 補助額	備 考
新上五島町	有川	1/2	4,680	H25-28	215,213	61,500	30,750	簡水再編 統合簡水
壱岐市	壱岐	1/2	37,150	H26-28	424,000	404,000	202,000	簡水再編 統合整備
平戸市	度島	1/2	1,000	H26-28	422,227	297,976	148,988	生活基盤 基幹改良
五島市	奈留	1/2	2,730	H26-28	177,964	177,964	88,982	生活基盤 基幹改良
対馬市	佐須	1/2	1,010	H27-28	129,673	117,900	58,950	生活基盤 基幹改良
五島市	玉之浦	1/2	1,600	H27-28	27,000	27,000	13,500	生活基盤 基幹改良
対馬市	鶏知	1/2	4,350	H28-28	100,010	98,400	49,200	生活基盤 基幹改良
計	7地区				1,496,087	1,184,740	592,370	

水道水源開発等施設整備事業

(単位：%、千円)

補助事業者名	地区(事業)名	工期	全体事業費	水道負担率	補助率	国庫補助基本額	国庫補助額	備考
佐世保市	石木ダム	S50-H34	28,500,000	35.0	1/3	42,000	14,000	負担金
佐世保市	石木ダム (導水管等)	H26-34	6,288,790		1/3	17,967	5,989	
島原市	三代会水 替水系 水源	H26-29	1,657,814		1/3	253,617	84,539	
計	3地区					313,584	104,528	

生活基盤施設耐震化等交付金

(単位：%、千円)

補助事業者名	事業名	計画期間	年度総事業費	水道負担率	補助率	国庫補助基本額	国庫補助額	備考
長崎市	水道管路耐震化等推進 老朽管更新(9'以上)	H27-29	633,948		1/3	416,781	138,927	
長崎市	緊急時給水拠点確保等 基幹構造物(補強)	H27-31	29,535		1/3	13,696	4,565	
佐世保市	水道管路耐震化等推進 緊急改善	H28-31	300,065		1/3	297,202	99,067	
諫早市	水道管路耐震化等推進 緊急改善	H28-37	75,099		1/3	49,716	16,572	
平戸市	簡水再編、統合簡水	H26-28	270,964		1/3	270,726	90,242	田平
南島原市	簡水再編、統合整備	H22-29	699,424		1/3	628,695	209,565	全域
平戸市	簡水再編、統合整備	H27-30	121,320		1/3	121,320	40,440	紐差
平戸市	生活基盤、基幹改良	H22-28	43,402		1/3	41,820	13,940	田平南部
諫早市	生活基盤、基幹改良	H25-28	134,505		1/3	115,251	38,417	有喜
新上五島町	簡水再編、統合簡水	H22-28	92,148		1/2	87,354	43,677	奈良尾
対馬市	簡水再編、統合簡水	H27-28	409,341		1/2	387,710	193,855	琴
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H26-28	51,057		1/2	50,000	25,000	青方
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H26-28	47,952		1/2	40,000	20,000	上五島北部
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H27-28	56,911		1/2	52,000	26,000	若松島
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H28-28	53,672		1/2	22,656	11,328	崎浦
計			3,019,343			2,594,927	971,595	

### (13) 国庫補助対象事業一覧表(平成22年度改正後)

#### ① 簡易水道等施設整備

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件
市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づく事業			
水道	新設	簡易水道施設 法第6条の認可 (簡易水道事業)	ア 市町村が行う事業 イ 橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れた区域 ウ 計画給水人口が現在人口の2倍以上になる場合はその越える部分は補助対象外
		飲料水供給施設 ——	ア 市町村が行う事業 イ 橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れた区域 ウ <u>給水人口が10人以上100人以下とする。</u>
未	広域簡易水道 (新設のみ)	法第6条の認可 (上水道事業)	簡易水道の布設条件を備えたいいくつかの地域を、 <u>原則として200m以上の</u> 連絡管で連結し、5,001人以上の給水人口となる単一の水道施設を新設する事業
普及	飛地 区域	簡易水道施設 法第10条の認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	<u>簡易水道の布設条件を備えた地域</u> で、次のア又はイの事業であって水道事業の給水区域(飲料水供給施設は現在給水されている区域)から原則として200m以上の連絡管で連結して行う水道施設の整備 ア 既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業 イ その周辺で水源がないため、同一行政区域の水道事業から浄水を受ける事業
		飲料水供給施設 ——	飲料水供給施設の布設条件を備えた地域における同上の事業であって <u>給水人口が10人以上100人以下とする。</u>
消	給水区域内無水源	——	既認可給水区域であって、水道が布設されていない地区(給水人口101人以上5,000人以下)に対し、現在給水されている区域から原則として200m以上の連絡管で連結して行う水道施設の整備事業
業	区域 拡張	簡易水道施設 法第10条認可 (簡易水道事業)	<u>給水人口10人以上の区域を拡張する事業</u> この事業を行うために必要な基幹改良事業(生活基盤近代化事業の対象)を含む。
		飲料水供給施設 ——	<u>給水人口20%以上の区域を拡張する事業</u>

注1 下線部分は、地下水汚染等地域又は財政力指数0.30以下の市町村はこの限りでない。

注2 国庫補助対象事業に要する費用(全体工期に係る補助対象事業費)が1,000万円に満たない事業を除く(全事業共通)

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件
簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	法第6条、 第10条認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって下記のア、イ又はウのいずれかに該当する事業。 ア 市町村策定の「統合簡易水道施設整備計画」に基づく、水道未普及地域解消事業(51人以上)及び生活基盤近代化事業の対象施設整備並びに基幹的施設の新設事業 イ 統合簡易水道施設の区域内で水源が枯渇し、水源確保が困難な場合、原則として200m以上の距離を有する他の水道事業から浄水を受けることが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めたもの ウ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業。  *平成29年度以降は特定簡易水道等の統合にあつては連絡管整備事業のみ。
	簡易水道統合整備事業	法第6条、 第10条認可 (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって下記のアまたはイに該当する事業。 ア 市町村策定の「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備に必要な水道未普及地域解消事業(51人以上)及び生活基盤近代化事業の対象施設整備並びに基幹的施設の新設事業 イ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業
生活基盤近代化事業	増補 簡易水道施設	法第10条認可 (簡易水道事業)	別記注4の簡易水道施設又は飲料水供給施設であって下記の①～⑤のいずれかに該当する事業。 (①については特定経営状況事業に該当すること) なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること(平成28年度までは簡易水道事業統合計画書による統合対象事業を除く)。 ① 竣工後10年以上経過した施設の増補改良で次のア又はイに該当する事業 ア 水源枯渇又は区域内人口の増加、若しくは生活改善等に伴う使用水量の増加により、当初の計画水量では需要に応ずることができなくなったものであること。 イ 渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。 ② 「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるとおそれが生じたことに伴う施設整備事業 ③ 鉛製管の更新を行う事業 ④ クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設・紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業
	改良 飲料水供給施設	—	

注3 統合簡易水道とは、既存の簡易水道の統合整備、又は既存の簡易水道と飲料水供給施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた水道を言う。(統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備、統合と合わせ未給水区域への施設整備を含む)

注4 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設または特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設。ただし、平成28年度までは簡易水道事業統合計画が策定され、統合の対象とされているものは補助の対象となる。

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件	
生活 基盤 近代 化 事業	増補 改良	簡易水道 施 設	法第10条認可 (簡易水道事業)	⑤ 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業で、次のいずれにも該当するもの ア 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業 イ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設(管路を除く)及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設等 ⑥ 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業 ⑦ 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業  別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した基幹的施設の廃止・新設事業で次のいずれかに該当するもの。 なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること(平成28年度までは簡易水道事業統合計画書による統合対象事業を除く)。 ① 竣工後原則として40年以上経過した構築物 ② 設置後原則として10年以上経過した機械、装置(関連する構築物を含む) ③ 布設後20年以上経過した管路。但し、各施設ごとの管路延長又は全管路延長の20%以上(財政力指数が0.30以下の市町村においては10%以上、特定市町村の場合においては15%以上、また、鑄鉄管及びコンクリート管の更新については管路延長要件を適用しない)の改良を行うもの。 ④ 竣工後20年以上経過した離島簡易水道の海底送水管の布設替事業で厚生労働大臣が必要と認めたもの ⑤ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における、地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業
		飲 料 水 供給施設		
	基 幹 改 良	簡易水道 施 設	法第10条認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	
		飲 料 水 供給施設 (離島のみ)	—	
	水 量 拡 張	簡易水道 施 設	法第10条認可 (簡易水道事業)	
		飲 料 水 供給施設	—	

注5 「特定簡易水道事業」及び「特定飲料水供給施設」とは、事業経営者が同一であって次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業または飲料水供給施設。  
 ア、会計が同一であるもの  
 イ、水道施設が接続しているもの  
 ウ、道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。

注6 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であって、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業。  
 (平成28年度適用価格)

全国簡易水道事業の給水原価の平均 310.56円/m<sup>3</sup>  
 全国簡易水道事業の供給単価の平均 167.43円/m<sup>3</sup>

① 簡易水道等施設整備

4. 国庫補助対象施設	
1 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費	
(1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設	
(2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設	
(3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設	
(4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設	
(5) 飲料水供給施設にあつては(1)～(4)のほか給水に必要な施設で屋外に新設する部分 ただし、次のものを除く。	
ア 給水栓	
イ 立上り管	
(6) 放射線量の確認を行うための分析機器(シンチレーションサーペイメータ)	
2 1には次に掲げる施設を含まない。	
(1) 事務所及び倉庫(工事施工のための仮事務所、仮設倉庫を除く)	
(2) 門、柵、塀、植樹、その他簡易水道の維持管理に必要な施設	
(3) 給水装置	
3 補助対象の計画1人1日最大給水量は、500ℓ(地方生活基盤整備水道事業は625ℓ)である。	

5. 補助率			
1 簡易水道施設			
区 分		単位管延長	補助率
財政力指数	0.30を超える市町村	20m以上	4/10
		6m以上20m未満	1/3
		6m未満	1/4
	0.30以下の市町村	7m以上	4/10
		7m未満	1/3
渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業		1m以上	4/10
放射線量分析機器			1/4
2 飲料水供給施設			4/10
3 離島簡易水道事業(上記1、2に関係なく)			1/2

注7 財政力指数:地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値

注8 単位管延長の算出方法:今回布設管延長÷計画給水人口

①今回布設管延長は、補助事業で整備する管の延長

②計画給水人口は、

ア 区域拡張の場合は拡張区域の計画給水人口

イ 統合の場合は統合後の計画給水人口

ウ 無水源の場合は無水源地域の計画給水人口

③管路の基幹改良の場合は、導水管、送水管、配水管、全管路に区分し算出する。

② 上水道施設整備

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道 水源 開発 施設	①水道水源開発施設	法第6条、 第10条の認可	ア 水道事業は、資本単価が90円/m <sup>3</sup> 以上であること。 イ 水道用水供給事業は、資本単価が70円/m <sup>3</sup> 以上であること。 ウ 濁水に対応するため、厚生労働大臣が認める海水淡水化施設の緊急整備事業で、水道事業で資本単価が35円/m <sup>3</sup> 以上、水道用水供給事業で資本単価が25円/m <sup>3</sup> 以上であること。
	②遠距離導水等施設		水路延長が7km以上で、水道水源開発施設整備費の国庫補助事業と一体のもの
高施 度 設 浄 水 等	③高度浄水施設等	法第6条、 第10条の認可	ア 高度浄水施設の整備が特に必要であると認められる事業であること。 イ 水道事業は、資本単価が90円/m <sup>3</sup> 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が70円/m <sup>3</sup> 以上であること。

注) 海水淡水化施設整備の補助対象施設について

- ① 逆浸透膜方式施設  
原水設備、調整設備(薬品注入設備を含む)、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備
- ② 電気透析方式施設  
原水設備、調整設備(薬品注入設備を含む)、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備

4. 補助対象施設	5. 補 助 率	
ダム、堰、水路、海水淡水化施設(注1)又は密接な関連を有する施設	ア及びイに該当する事業	1/3
	但し、平成21年度以前に採択された事業であって、水道事業で資本単価が140円/m <sup>3</sup> 以上、水道用水供給事業で資本単価が100円/m <sup>3</sup> 以上の場合	1/2
	ウに該当する事業	1/2
取水施設、導水施設		
高度浄水施設整備 (生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設、ストリッピング処理施設等) 水道原水水質改善 代替水源施設整備		1/3
	但し、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業で、イの基準に満たない事業	1/4

③ 生活基盤施設耐震化等交付金

(1) 水道施設等耐震化事業

1. 交付対象事業	2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準	4. 補助対象施設	
簡易水道再編推進事業	補助金事業に同じ			
生活基盤近代化事業	補助金事業に同じ			
緊急時給水拠点確保等事業	法第6条 第10条の認可	(各施設共通の基準) ア 地震等対策地域における事業であること。 イ 資本単価が90円/㎡以上であること。		
		配水池	配水池及び配水池と密接な関連を有する送水管及び配水管(既設管との連絡部分のみ)、塩素注入設備、計装設備、仕切弁、緊急遮断弁等、ポンプ	
		緊急時用連絡管	緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業者等の間若しくは同一の水道事業者体内で水道水を相互融通できる施設を整備する事業であること。	
		貯留施設	貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する貯水施設、配水管、送水管(既設管との連絡部分のみ)、給水管、給水栓、給水ポンプ	
		緊急遮断弁	緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であること。	
		大送水管	緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であること。	
		重要給水施設配水管	基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する事業であること。	
		基幹水道構造物の耐震化事業	取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設等	
水道管路耐震化等推進事業	法第6条 第10条の認可	老朽管更新事業 ア 地震対策等地域において地震対策として行う更新事業であること。 イ 水道事業で資本単価が90円/㎡以上、水道用水供給事業で資本単価が70円/㎡以上であること。 ※H28新規まで	布設後20年以上経過した塩化ビニル管、铸铁管、コンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタイル铸铁管である導水管、送水管、配水管	
		水道管路緊急改善事業	1 1ヶ月に10m3使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度通知の平均料金より高く、給水収益に占める企業債残高が毎年度通知する値より高い上水道事業者であること。 2 1に該当しない上水道事業者で、1ヶ月に10m3使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度通知の平均料金より高く、有収密度が毎年度通知する平均値より低い上水道事業者であること。 3 1に該当しない上水道事業者で、給水収益に占める企業債残高が毎年度通知する値より高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。 ※H28年度新規創設	布設後40年以上経過した铸铁管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル铸铁管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新(ただし、塩化ビニル管及びダクタイル铸铁管は耐震性の低い継手を有するものに限る)
		管路近代化事業	直結給水を実施するための事業で、都市計画法に基づく市街化区域の配水施設整備で資本単価が140円/㎡以上であること。	石綿セメント管、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、铸铁管及び鋼管等の管路更新、ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新等
		鉛管更新事業	鉛管の更新事業で、資本単価が90円/㎡以上であること。	鉛管である導水管、送水管、配水管
		基幹管路耐震化整備事業	災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。	導水管、送水管、配水管

5. 補助率	
	1/3
	1/3
但し、水道事業で資本単価が140円/㎡以上、水道用水供給事業で資本単価が100円/㎡以上の場合	1/2
厚生労働大臣が認める老朽管の更新事業	1/4
	1/3
	1/3
	1/3
	1/2

③ 生活基盤施設耐震化等交付金

(2) 水道事業運営基盤強化推進等事業

水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業		事業開始後5年以内に広域化を実現する事業で、全体計画は10年間で平成41年度までの時限事業
	運営基盤強化等事業		広域化事業に係る対象施設の整備事業費を上限に、広域化後の圏域における運営基盤強化の施設整備に関する事業
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	法第6条 第10条の認可	ア 現在居住人口が原則として50万人以上で、給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 イ 広域的水道整備計画(水道法第5条の2)に基づく事業であること。 ウ 水道事業は、資本単価が140円/m <sup>3</sup> 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が100円/m <sup>3</sup> 以上であること。 エ 平成26年度以前に採択された事業
	一般広域化施設整備費		ア 現在居住人口が原則として50万人以上で、給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 イ 水道事業は、資本単価が140円/m <sup>3</sup> 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が100円/m <sup>3</sup> 以上であること。 ウ 平成21年度以前に採択された事業
	広域化促進地域上水道施設整備費		ア 広域的水道整備計画(水道法第5条の2)の区域内の水道事業で、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。 イ 計画給水人口又は計画給水量が20%以上増加する新設又は拡張事業であること。 ウ 資本単価が140円/m <sup>3</sup> 以上であること。 エ 平成26年度以前に採択された事業
	水道広域化促進事業費		ア 給水人口が概ね10万人以下、かつ資本単価が90円/m <sup>3</sup> 以上の水道事業を統合の対象に含むこと。 イ 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。 ウ 平成26年度以前に採択された事業
水道水源自動監視施設等整備事業	水道水源自動監視施設整備費	法第6条 第10条の認可	水道水源自動監視施設の設備が必要であると認められる事業で、2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。
	遠隔監視システム整備費		簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業を統合することを契機に施設の管理水準を維持し、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。

取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、貯水池、導水きよ、導水管、導水ポンプ、沈澱池、ろ過池、浄水池、送水きよ、送水管、送水ポンプ、配水池、調整池、配水管、配水ポンプ等	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/4
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
理化学的指標検査装置(濁度、電気伝導度、pH等)、生物指標検査装置(魚類等生物を利用)、サンプリング装置、ろ過装置、テレメータ、監視盤及びその他附帯機器	1/4
計装用機器(流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等)、監視操作設備、制御設備、伝送設備及びその他附帯設備	1/4

③ 生活基盤施設耐震化等交付金

(3)官民連携等基盤強化推進事業

官民連携等基盤強化推進事業			水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業で平成35年度までの時限事業
---------------	--	--	---

注) 地震対策等地域とは、

- ①大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域
- ②地震、濁水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域

報償費、旅費、賃金、需用費、役務費、委託料、使用量及び賃借料、備品購入費

1/3

## (14) 水質基準等一覧表

## ①水質基準（水道法第4条第2項に基づく項目（51項目））

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）  
 [最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号]

番号	区分	分類	項目	基準値	
1	健康に関する項目	微生物	一般細菌	集落数：100/mL以下	
2			大腸菌	検出されないこと	
3		金属	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	
4			水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	
5			セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	
6			鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	
7			ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	
8			六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	
9		無機物	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	
10			シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	
11			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	
12			フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	
13			ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	
14		有機化学物質	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
15			1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
16			シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
17			ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
18			テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
19			トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
20			ベンゼン	0.01 mg/L以下	
21			消毒副生成物	塩素酸	0.6 mg/L以下
22				クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
23				クロロホルム	0.06 mg/L以下
24		ジクロロ酢酸		0.03 mg/L以下	
25		ジブロモクロロメタン		0.1 mg/L以下	
26		臭素酸		0.01 mg/L以下	
27		総トリハロメタン(23, 25, 29, 30の総和)		0.1 mg/L以下	
28		トリクロロ酢酸		0.03 mg/L以下	
29		プロモジクロロメタン		0.03 mg/L以下	
30		プロモホルム		0.09 mg/L以下	
31		ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下		
32	金属	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		
33		アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		
34		鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下		
35		銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		
36	味覚色	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		
37		マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		
38	味覚	塩化物イオン	200 mg/L以下		
39		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下		
40		蒸発残留物	500 mg/L以下		
41	発泡	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		
42		かび臭物質	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	
43	発泡	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下		
44		非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		
45	味覚	フェノール類	0.005 mg/L以下		
46		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下		
47	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下		
48		味	異常でないこと		
49		臭気	異常でないこと		
50		色度	5度以下		
51		濁度	2度以下		

②水質管理目標設定項目

(最終改正：平成29年3月28日付生食発0328第9号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)

番号	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下
4	(削除)	(削除)
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
6	(削除)	(削除)
7	(削除)	(削除)
8	トルエン	0.4 mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下
11	(削除)	(削除)
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下 (暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1 mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/L以上、100 mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下
19	遊離炭酸	20 mg/L以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 mg/L以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下
23	臭気強度 (TON)	3 以下
24	蒸発残留物	30 mg/L以上、200 mg/L以下
25	濁度	1 度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
28	従属栄養細菌	1 mLの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下

③農薬類（水質管理目標設定項目15の項）の対象農薬リスト

(最終改正：平成29年3月28日付生食発0328第9号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)

番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)	番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	殺虫剤	0.05	51	ジチオビル	除草剤	0.009
2	2, 2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08	52	シハロホップチル	除草剤	0.006
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.03	53	シマジン (CTA)	除草剤	0.003
4	EPN	殺虫剤	0.004	54	ジメタメトリン	除草剤	0.02
5	MCPA	除草剤	0.005	55	ジメトエート	殺虫剤	0.05
6	アシュラム	除草剤	0.9	56	シメトリン	除草剤	0.03
7	アセフェート	殺虫剤, 殺菌剤	0.006	57	ジメピベレート	除草剤	0.003
8	アトラジン	除草剤	0.01	58	ダイアジノン	殺虫剤, 殺菌剤	0.003
9	アニコホス	除草剤	0.003	59	ダイムロン	殺虫剤, 殺菌剤 除草剤	0.8
10	アミトラス	殺虫剤	0.006	60	ガゾメット, メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01
11	アラクロール	除草剤	0.03	61	チアジニル	殺虫剤, 殺菌剤	0.1
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.008	62	チウラム	殺虫剤, 殺菌剤	0.02
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	63	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01	64	チオファネートメチル	殺虫剤, 殺菌剤	0.3
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤, 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	65	チオベンカルブ	除草剤	0.02
16	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	66	テフリルトリオン	除草剤	0.002
17	イミノクタジン	殺虫剤, 殺菌剤	0.006	67	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02
18	インダノファン	除草剤	0.009	68	トリクロビル	除草剤	0.006
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	69	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
20	エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)	殺菌剤	0.006	70	トリシクラゾール	殺虫剤, 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1
21	エトフェンブロックス	殺虫剤, 殺菌剤	0.08	71	トリフルラリン	除草剤	0.06
22	エトリジアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	0.004	72	ナプロバミド	除草剤	0.03
23	エンドスルフアン (ベンゾエビン)	殺虫剤	0.01	73	パラコート	除草剤	0.005
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	74	ピペロホス	除草剤	0.0009
25	オキシシン銅 (有機銅)	殺虫剤, 殺菌剤	0.03	75	ピラクロニル	除草剤	0.01
26	オリサストロビン	殺虫剤, 殺菌剤	0.1	76	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006	77	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
28	カフェンストロール	殺虫剤, 除草剤	0.008	78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
29	カルダップ	殺虫剤, 殺菌剤 除草剤	0.3	79	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05	80	ピロキロン	殺虫剤, 殺菌剤	0.04
31	カルプロバミド	殺虫剤, 殺菌剤	0.04	81	フィプロニル	殺虫剤, 殺菌剤	0.0005
32	カルボフラン	代謝物	0.005	82	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤, 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	83	フェノプカルブ (BPMC)	殺虫剤, 殺菌剤	0.03
34	キャブタン	殺菌剤	0.3	84	フェリムゾン	殺虫剤, 殺菌剤	0.05
35	クミルロン	除草剤	0.03	85	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006
36	グリホサート	除草剤	2	86	フェントエート (PAP)	殺虫剤, 殺菌剤	0.007
37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	87	フェントラザミド	除草剤	0.01
38	クロメプロップ	除草剤	0.02	88	アサライド	殺虫剤, 殺菌剤	0.1
39	クロロニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001	89	ブタクロール	除草剤	0.03
40	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	90	ブタミホス	除草剤	0.02
41	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤, 殺菌剤	0.05	91	ブプロフェジン	殺虫剤, 殺菌剤	0.02
42	シアナジン	除草剤	0.004	92	フルアジナム	殺菌剤	0.03
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	93	プレチラクロール	除草剤	0.05
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	94	プロシミドン	殺菌剤	0.09
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	95	プロチオホス	殺虫剤	0.004
46	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	96	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
47	ジクワット	除草剤	0.005	97	プロビザミド	除草剤	0.05
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	98	プロベナゾール	殺虫剤, 殺菌剤	0.05
49	ジチアノン	殺菌剤	0.03	99	プロモブチド	殺虫剤, 除草剤	0.1
50	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤, 殺菌剤	0.005 (二硫化 炭素と して)	100	ベノミル	殺菌剤	0.02



④要検討項目

(最終改正：平成28年3月30日付生食水発0330第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知)

番号	項目	目標値(mg/L)
1	銀及びその化合物	-
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	-
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	17-β-エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2,4-トルエンジアミン	-
14	2,6-トルエンジアミン	-
15	N,N-ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	-
22	1,2-ブタジエン	-
23	1,3-ブタジエン	-
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値) (TBTO)
28	プロモクロロ酢酸	-
29	プロモジクロロ酢酸	-
30	ジプロモクロロ酢酸	-
31	プロモ酢酸	-
32	ジプロモ酢酸	-
33	トリプロモ酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-
35	プロモクロロアセトニトリル	-
36	ジプロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	キシレン	0.4
40	過塩素酸	0.025
41	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	-
42	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	-
43	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
44	アニリン	0.02
45	キノリン	0.0001
46	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
47	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2